

4教総第41号
令和4年1月27日

各府立学校長様

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三

新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株による感染が急拡大しており、京都府においても府全域を対象としてまん延防止等重点措置等が実施されることとなりました。

この間、府立学校においても教員及び生徒の感染が多数報告され、各校の状況に応じて、学級閉鎖等の必要な措置を講じているところです。

こうした状況を踏まえ、引き続き学校体制に影響が及ぶことがないよう充分留意しながら、適切な感染拡大防止対策を徹底していく必要があります。

については、2月1日（火）から2月20日（日）までの期間、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。ただし、本日以降、可能なものから速やかに対応してください。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は、別途通知します。

記

1 通学等について

各学校の通学実態や地域の感染状況を踏まえ、引き続き、通学時や校内での密を避ける工夫を行うこと。

2 学校教育活動の制限について

- (1) 感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動（学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～（2021.11.22Ver.7（2021.12.10一部修正））（以下「衛生管理マニュアル」という。）P50）は実施しないこと。ただし、指導計画上、活動内容、実施時期の変更ができない場合は、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っての発声」を避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るなど、感染防止対策を十分に講じた上で実施を可とする。
- (2) 学校外の者が参加して行われる校内での活動（発表会、公開授業、交流授業、授業参観など）は実施しないこと。ただし、外部講師による授業や講演は実施を可とする。
- (3) 校内外での他校生との交流は実施しないこと。
- (4) 校外での教育活動（校外実習、フィールドワーク、野外活動、遠足、団体鑑賞、発表会など）は実施しないこと。ただし、教育課程内の活動（授業・学校行事等）で、

不特定多数の人と接触しない、活動場所が近隣であるなど、感染リスクが極めて低いと判断できる場合であって、かつ、指導計画上、活動内容、実施時期の変更ができない場合は、実施を可とする。

なお、日常の授業等で使用している近隣の施設等については校内と見なす。

(5) 宿泊を伴う教育活動は実施しないこと。

(6) 部活動について

ア 制限等

- (ア) 参加者 自校生徒のみとする。(※1)
- (イ) 活動場所 校内に限る。(※2)
- (ウ) 活動時間 2時間以内(※3)
- (エ) 他府県交流 禁止
- (オ) 宿泊 禁止(※4)
- (カ) 大会参加 公式な全国・近畿大会及びそれに繋がる大会は制限しない。(※5)

※1 ①指導者は原則顧問とするが、外部人材を活用する際は、慎重に判断するとともに、教職員と同様の感染対策を徹底すること。

②大会等に合同チームで参加する場合は、必要最低限の機会に限り、合同チームでの活動を認める。

※2 活動拠点が校内になく、校外施設のみの場合は、当該施設を校内とみなす。ただし、移動に当たっては感染防止に十分留意すること。

※3 活動時間とは、準備運動から整理運動までを指す。

※4 公式大会の参加に当たり、競技開始時刻等を考慮して必要となる場合は、宿泊施設の感染予防対策等を確認の上、宿泊を認める。ただし、対象とする生徒や泊数等を最小限に留めるとともに、保護者の同意を得ること。

※5 ①高等学校体育連盟や競技団体、文化関係連盟等が主催する大会・発表会等

②大会参加に当たっては、開催地域の感染状況、各自治体の対応方針等及び主催者による感染予防対策を確認の上、判断するとともに、主催者が指示する感染防止対策等の遵守を徹底すること。

イ 留意事項等

- (ア) 「府立学校の部活動における感染防止対策について」(令和3年6月25日付け保健体育課長・高校教育課長・特別支援教育課長事務連絡)による「各競技等の活動や行動等」に留意するとともに、競技団体等が示すガイドライン等を踏まえること。
- (イ) ア-(カ)の大会へ出場する場合に限り、事故防止等の観点から、飛沫感染や接触感染のリスクを伴う活動(組み合うことが主体となる活動、身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動、室内で生徒が近距離で行う合唱・管楽器演奏)を行ってもよいが、感染防止対策を十分に講じた上で、最小限に留めること。
- (ウ) 部室や更衣室等で密になりやすい場所は、使用ルールを明確にし、遵守されること。(マスクの着用はもとより、大人数が密集することがないよう、分散利用や速やかな行動、会話や飲食を控えるなど感染拡大防止に係る行動の徹底)
- (エ) 日々の健康観察の記録の徹底及び活動前の体調確認を行うとともに、自校参加者に係る健康観察の書類等の保管は、1ヶ月以上とする。
- (オ) 発熱・咳・倦怠感などの症状を認めた場合は、絶対に参加をしないことを繰り

返し指導すること。

- (カ) 活動への参加に当たっては、保護者の理解を得た上で、無理をさせることがないよう特に配慮すること。
- (キ) 体育館や音楽室等、大人数が同一施設を同時に使用しないように活動時間や場所を割り振る工夫を徹底すること。
- (ク) 活動中等のやむを得ない場合を除いては、登下校時も含めてマスクを着用するとともに、特に部活動終了後は、速やかに下校、帰宅することとし、帰宅後の感染防止の徹底についても繰り返し指導すること。

3 臨時休業について

感染者の発生状況や濃厚接触等による自宅待機児童生徒の数などにより、学校の全部又は一部（学級単位・学年単位・学部単位）を臨時休業とする場合がある。その対応については、府教育委員会と協議を行う。

4 オンラインを活用した学習について

濃厚接触等による自宅待機児童生徒の増加や臨時休業を想定し、オンラインを活用した学習が実施できるようにすること。

- (例) • 濃厚接触等による自宅待機生徒に対して授業の様子を配信したり、授業を録画して送付したりする。
- 授業内容の解説動画を作成し配信する。
- 課題の配布・回収・解説・質疑をオンラインで行う。
- 同時双方向のオンライン授業を行う。

5 感染防止対策の徹底等について

(1) 感染症対策の徹底について

- ア マスクの着用や3密の回避、手洗いの励行など、基本的な感染症対策を徹底するよう指導すること。なお、マスクの着用については、衛生管理マニュアルP40で示すように適切に指導すること。
- イ 食事は向かい合わせに静かにとること、食後は速やかにマスクを着用すること、下校途中等に飲食しないことを繰り返し指導すること。
- ウ 不要不急の外出や友人等との会食、公共交通機関内での会話を避けるなど、感染拡大防止の意識を強く持って行動するよう指導すること。
- エ 児童生徒に発熱等の風邪の症状等がある場合は、登校させないことを徹底すること。同居の家族に同様の症状等がある場合は、登校させないことをあらかじめ説明し、遵守させること。この場合、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置をとることとなる。
- オ 学年集会等を実施する場合は、身体的距離を1m以上確保するとともに、こまめな換気を実施し、入退場時の密集を回避すること。
- カ 児童生徒や保護者との面談においては、アクリル板等で飛沫を遮へいした上でマスクを着用するなど、感染防止対策を徹底すること。

(2) 保護者への連絡体制

学校から保護者に一斉連絡が必要な場合や、休日に緊急連絡が必要な場合、万一臨時休業になった場合を想定し、確実に連絡が取れる手段と体制を確立すること。

(3) 新型コロナワクチン接種について

ア ワクチン接種の感染予防の効果と副反応のリスク等、正しい知識に基づいた上で、接種を検討するように指導すること。なお、16歳未満の児童生徒へ予防接種を行うに当たっては保護者の同意が必要である。

イ 児童生徒のワクチン接種に係る対応には十分配慮すること。例えば、接種の有無を他の児童生徒がいる場で確認するなどの指導は行わない。

6 卒業式の実施について

(1) 感染拡大防止の措置

ア 風邪の症状等のある方は参加しないよう徹底すること。

イ 参加者のマスクの着用を徹底するとともに、会場の出入口等にアルコール消毒薬の設置を行うこと。

ウ 会場の換気をこまめに実施すること。

(2) 開催方式の工夫

ア 式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること。

イ 参加人数を抑えること。

例：在校生の参加を最小限とする。（送辞を担当する児童生徒のみ等）

保護者の参加を最小限又は別会場とする。

ウ 参加者間のスペースをできる限り確保すること。

エ 来賓の参列は行わないこととする。

(3) 卒業式後について

ア 在校生等による「卒業生を送る会」等を行う場合は、飲食を控えるなど、できるだけ簡素化して実施すること。

イ 保護者の教室への入室は御遠慮いただきか、多人数が同一場所に集まらないよう配慮すること。

7 特別支援学校独自に必要となる対応について

(1) スクールバス

過密化を回避し、環境衛生を良好に保つとともに、運行時はこまめな換気を実施すること。

(2) 給食

食事の前後の手洗いの徹底、席の配置の工夫、大声での会話を控える、食事後の歓談時におけるマスクの着用などの対応を行うこと。

また、教職員が児童生徒の食事の介助等を行う場合は、マスクを着用するとともに、介助中は自身の喫食をしないなどの感染防止対策を徹底すること。

(3) 職場実習等

延期又は中止とすること。ただし、高等部卒業年次生の就労に関わる実習については、実施時期や方法等を検討の上、実施する場合は、受け入れ先の企業と生徒・保護者等の職場実習の実施の意向を確認し、三者間で合意を得た上で、感染防止対策を徹底すること。

(4) 医療的ケア等を必要とする児童生徒

医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等により重症化するリスクが高い児童生徒等の登校については、地域の感染状況等を踏まえ、主治医や保護者等と連携

を密にし、個別に判断すること。

(5) 寄宿舎

寄宿舎での活動における3密を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備の設置、多数の者が触れる場所の定期的な消毒、定期的な換気、マスクの着用などにより、環境衛生管理を徹底すること。

居室について、2人以上の共用としている場合は、十分な距離をとり、間に仕切りをするなどとともに、咳エチケット徹底と近距離での大声での会話を避けること。

児童生徒の朝夕の検温等の健康観察を行うなど、健康管理を徹底すること。

(6) その他

部活動以外の教育活動における学級・学年・学部間の交流等を実施する場合は、5(1) 感染症対策の徹底に示す感染防止対策を十分に講じること。

8 人権上の配慮について

- (1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、身体的な理由や様々な理由によって、ワクチンを接種することができない人や接種を望まない人がいることを踏まえ、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方及びその家族等に対してだけでなく、新型コロナワクチン接種の有無により、偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導を徹底すること。
- (2) 不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることのないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を徹底すること。
- (3) いじめへの不安や家庭環境の変化等による心理的なストレスを抱える児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関による支援に確実につなげる等、児童生徒に適切に対応すること。

9 教職員の勤務等について

(1) 教職員に対する新型コロナワクチン接種について

希望する教職員のワクチン接種が円滑に進むよう配慮すること。

(2) 教職員の時差出勤について

児童生徒の学びの保障のための執行体制確保を前提として、引き続き、教職員の健康に配慮しつつ、時差出勤等を適切に活用する等、可能な範囲で勤務の工夫を図るとともに、職場における感染防止の取組を徹底すること。

(3) 教職員の勤務について

府民に対し要請されている感染拡大を抑制するための行動について、教職員に徹底すること。

① 基本的な感染防止

(特措法第24条第9項)

- ・正しいマスクの着用、こまめな手洗い、外出先での手指消毒設備の活用
- ・人と人との距離（1メートル以上）を確保し、大声での会話を控えること
- ・室内では適切な温度と湿度を保ちながら、こまめな換気による空気の入れ換え

を行うこと

②リスクを低減する行動を

(特措法第24条第9項)

- ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること
- ・感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受診すること

(特措法第31条の6第2項)

- ・営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと

(特措法によらない働きかけ)

- ・不要不急の都道府県間の移動は極力控えるとともに、移動先でも基本的な感染防止対策を徹底すること
- ・発症・重症化予防に効果があるとされるワクチン接種を希望する方は積極的に接種すること
- ・ワクチン接種を希望する人が、気兼ねなく接種に行ける環境を職場や学校で整えること

また、「新型コロナウイルス感染に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について」（令和3年4月2日付け2教企第104号の32）で示した取組事項（飲食時における「きょうとマナー」の徹底・確認等）を引き続き徹底すること。

(4) 教職員の感染疑いがある場合等の報告について

感染した教職員が勤務した場合は、児童生徒や他の教職員に感染し、学級閉鎖等を余儀なくされることもあることから、所属教職員が休みやすい環境をつくるとともに、体調が良くない者（発熱、咳、全身の倦怠感、のどの痛み、鼻づまり等）は休務し、医療機関を受診するよう徹底すること。また、教職員自身の体調だけではなく、同居家族の体調が悪い場合についても、休務するよう徹底すること。

週休日・休日も含め、次のとおり体調の確認や報告を徹底すること。

(5) 会議等における感染防止について

会議等に新型コロナウイルス感染症の患者が出席していた場合、同席者が接触者に特定され、結果として、学校体制が確保できず、長期の学校休業を実施せざるを得ないなど、学校運営に大きな支障を来す場合がある。

については、「会議等における新型コロナウイルス感染症の感染防止について」（令和3年4月22日付け教職員企画課長事務連絡）に添付した資料も参考にし、会議等を行う場合の感染防止を徹底すること。

(6) 事務職員の校内サテライト（分散）勤務実施について

事務職員の感染判明時に、陽性者や濃厚接触者の出勤停止措置により事務室機能が停止することを避けるため、「事務職員の校内サテライト（分散）勤務実施について」（令和4年1月14日付け教職員企画課長事務連絡）に記載した実施例を参考に、各学校の実情にあわせて可能な限り校内サテライト（分散）勤務に取り組むこと。

10 その他

上記の内容は、今後の感染状況に応じて変更することがある。

※関係通知文

- ・「事務職員の校内サテライト（分散）勤務実施について」（令和4年1月17日付け教職員企画課長事務連絡）
- ・「『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の変更について」（令和4年1月12日付け4教保第50号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルスの懸念される変異株、オミクロン株に対応した学校における感染症対策に係る留意事項について」（令和4年1月7日付け4教保第39号教育長通知）
- ・「「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.11.22 Ver.7)」の一部修正について」（令和3年12月13日付け3教保第1119号教育長通知）
- ・「「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について」（令和3年11月24日付け3教保第1065号教育長通知）
- ・「新たな『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の決定について」（令和3年11月22日付け3教保第1062号教育長通知）
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年9月29日付け3教保第912号教育長通知）
- ・「府立学校における児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインについて」（令和3年8月31日付け3教総第512号教育長通知）
- ・「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」（令和3年8月23日付け3教保第818号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について」（令和3年7月30日付け3教総第456号教育長通知）
- ・「府立学校の部活動における感染防止対策について」（令和3年6月25日付け保健体育課長・高校教育課長・特別支援教育課長事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒・教職員の感染予防・防止対策等の徹底について」（令和3年5月19日付け3教総第314号教育長通知）
- ・「会議等における新型コロナウイルス感染症の感染防止について」（令和3年4月22日付け教職員企画課長事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について（令和3年4月2日付け2教企第104号の32教育長通知）」
- ・「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料について」（令和3年3月30日付け3教保第260号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症感染防止に係る体育・保健体育授業及び運動部活動の留意事項の更新について」（令和2年9月10日付け保健体育課長事務連絡）

担当	総務企画課（本通知及びその他の事項） 教職員企画課（教職員の服務及び健康管理） 学校教育課（小中学校に関すること） 特別支援教育課（特別支援学校に関すること） 高校教育課（高等学校に関すること） 保健体育課（児童生徒の健康管理、部活動に関すること） 社会教育課（P T Aに関すること）	075-414-5751 075-414-5813 075-414-5831 075-414-5834 075-414-5846 075-414-5861 075-414-5882
----	---	--